

意見書案第 1 2 号

水道法の改定をしないことを求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成 3 0 年 9 月 2 7 日 提出

提 出 者	中間市議会議員	田 口 澄 雄
賛 成 者	〃	柴 田 芳 信
〃	〃	田 中 多 輝 子

水道法の改定をしないことを求める意見書

先の通常国会では、水道運営への営利事業の参入を促す水道法改定案が、審議入りをし、わずか2日間の委員会審議で衆議院を通過しました。しかし、森友・加計問題等の影響もあり、参議院での審議入りは見送られ、継続審議となっています。

この改定案の柱は、二つです。一つは、「広域連携」であり、もう一つは「官民連携」です。

広域化の方は、国の基本方針に基づいて都道府県が計画を立て、市町村も含めて、広域化の推進に努めなければならないとなっています。

しかし、東日本の大災害の教訓にもありますように、電気や水などのライフラインは、身近であるほど復旧も早く、しかも時間的にも消毒剤の使用量等の影響を考えると、より安全な供給ができます。

官民連携に至っては、失敗したPFIにも見られますように、結果によっては、業者の事業からの撤退ということもあり得ます。他の民営化にもみられますが、公的部門の職員が減らされたり、いなくなれば水道事業そのものの存続にもかかわる大問題となります。また、行政による、委託先のチェックもままならなくなると思います。

諸外国では、料金の高騰や水質の悪化等もあって、再公営化の動きが顕著です。32か国267件にも及びます。世界は安易に民営化を進めたことの反省とやり直しの時期に入っています。

元来、水道法は清浄、豊富、低廉な水を全ての国民に供給することを理念としています。これは、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した憲法第25条に基づくものです。

安易に、広域化や民営化をすべきではありません。再公営化には、ものすごい時間と費用が掛かります。

以上により、水道法の改定をしないことを求め、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年9月27日

中間市議会

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様